○国土交通省告示第九百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17832	ニッサン　ＡＡ－ＹＶ37　ＤＢ	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国土交通省告示第九百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17836	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ－156952	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号

○国土交通省告示第九百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17837	ＢＭＷ　ＬＤＡ－ＸＤ20Ａ	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
17838	ＢＭＷ　ＬＤＡ－ＸＤ20Ｆ	〃	〃
17839	ＢＭＷ　ＬＤＡ－ＲＳ20	〃	〃
17840	ＢＭＷ　ＬＤＡ－Ｚ Ｂ20	〃	〃

○国土交通省告示第九百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17833	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＧＳＣ10	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
17834	レクサス　ＤＡ　Ａ－ＡＶＣ10	〃	〃
17835	レクサス　ＤＢ　Ａ－ＵＳＣ10	〃	〃

○国土交通省告示第九百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17841	スバル　ＤＢＡ－ＢＮ９	富士重工業株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目７番２号
17842	スバル　ＤＢＡ－ＢＳ９	〃	〃

○国土交通省告示第九百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17843	フォルクスワーゲン　ＺＡＡ－ＡＵＥＡＧ	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町５番地10

○国土交通省告示第九百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17844	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－ＣＪＺＷ　６Ｒ	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町５番地10
17845	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－ＣＺＥ　６Ｒ	〃	〃

○国土交通省告示第九百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17846	アウディ　ＡＢＡ－８ＸＣＷＺＦ　Ａ８	アウディ　ジャパン株式会社	東京都品川区北品川４丁目７番35号

○国土交通省告示第九百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十六年八月二十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
17847	ＢＭＷ　ＤＢＡ－２Ａ15	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番２号

○国土交通省告示第九百六十九号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、以下のとおり、指定自動車の車名を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月八日

国土交通大臣　太田　昭宏